

公売公告兼見積価額公告別紙			
公売公告番号	徴第4号	見積価額 (最低公売価額)	400,000円
売却区分番号	5-1	公売保証金	40,000円
公売財産の表示	不動産の表示（全部事項証明書の表示による） (土地の表示) 所在地：西条市安知生新開 地番：29番 地目：田 地積：860.00㎡		
公売財産の概要	1 公法上の規制 都市計画区分：非線引都市計画区域内 用途地域：該当なし【地域地区：特定用途制限地域（田園居住地区）】 建ぺい率：60% 容積率：200% 2 供給処理施設 上水道：なし 下水道：なし 都市ガス：なし 3 形状・間口・奥行 形状：ほぼ長方形 間口：約26.49m 奥行：約32.59m 4 接面道路及び高低差 接面道路：あり（ただし、建築基準法上の接面道路は、なし※敷地西側が4m以上の土地改良区管理道があるため建築基準法43条の許可を取得すれば接道ありとなる） 高低差：ほぼ等高 5 特記事項 ・上記「公売財産の表示」欄に記載の不動産を一括売却する。 ・公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。 ・境界については、隣接所有者と協議が必要である。 ・西条市は引渡し義務を負わないので、所有者からの引渡し等は買受人自身で行うこと。 ・公売財産に隠れた契約不適合があっても、西条市は、担保責任を負わない。 ・西条市記載のものと現況が異なる場合は、現況を優先する。 ・「地域計画・開発事業等」について、特別な設定なし。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定地域ではない。 ・令和7年12月31日まで、資材置き場として賃貸借契約がされており、現在は権利関係等はない。 ・公売財産について、現況が農地等に該当するか否かについては、農業委員会より農地と回答あり。 ・農地等の入札には、農業委員会等が交付する「買受適格証明書」の提出又は呈示が必要。 ないときは公売に参加できない（国税徴収法第95条第1項第7号）。 ・買受人は代金納付後に農地法による許可の申請、協議又は届出の手続きを行い農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を呈示するとともに「所有権移転登記請求書」の提出が必要。なお、許可又は届出が受理されない場合には、譲渡の効力は生じない（農地法第3条第1項、3項）。 ・北側水路について、西条市神戸土地改良区管理【建設省（現国交省）所有】の水路。 6 交通・立地 ・石鎚山駅 約2.1km ・西条市立神戸小学校 約1.6km ・西条市立西条南中学校 約2.4km ・西条市役所 約4.1km		

現 況 写 真



対象不動産の西側より撮影



対象不動産の北西側より撮影

現 況 写 真



対象不動産の南西側より撮影



対象不動産の南西側より撮影

現 況 写 真



対象不動産の東側より撮影



対象不動産の北東側より撮影

現 況 写 真



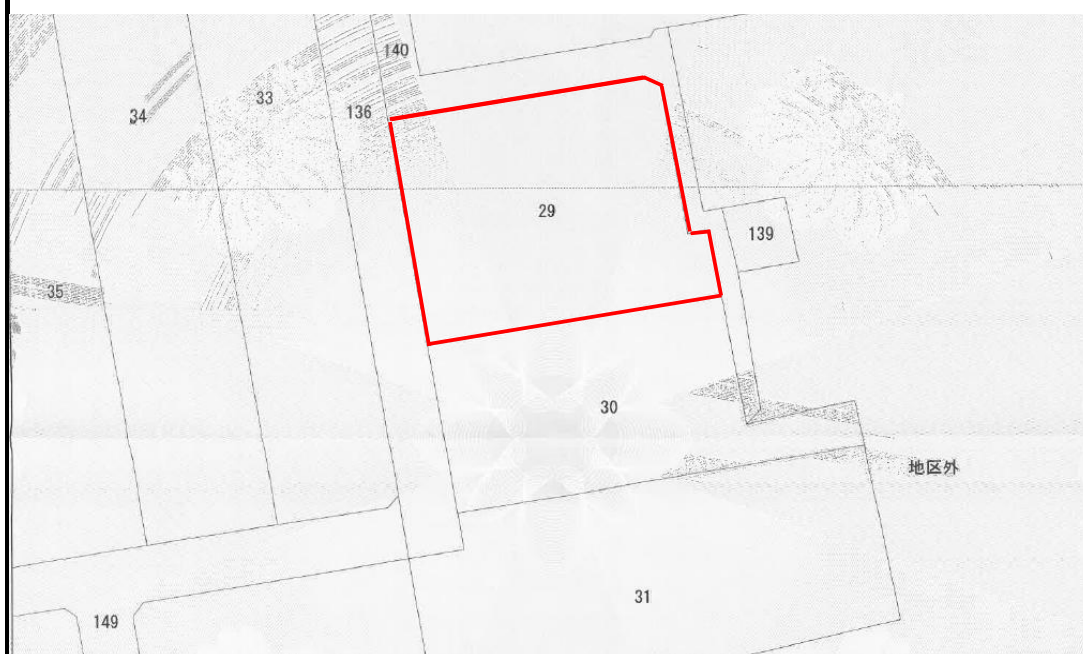
対象不動産の北西側より撮影

[位置図]



国土地理院の「地理院地図(電子国土WEB)」に対象不動産の位置図を追記して掲載

[所在図]



対象不動産は太枠で囲われた部分(西条市安知生新開29番)です。
図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。